

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

			資料番号	9-2	担当課	健康増進課
法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	根拠条項	第14条の2第7項	不利益処分の種類	指定提出機関の取消	
<p>○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年10月2日法律第114号)</p> <p>第14条の2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、厚生労働省令で定める五類感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の提出を担当させる病院若しくは診療所又は衛生検査所を指定する。</p> <p>2 前項の規定による指定を受けた病院若しくは診療所又は衛生検査所 (以下この条において「指定提出機関」という。) の管理者は、当該指定提出機関 (病院又は診療所に限る。) の医師が同項の厚生労働省令で定める五類感染症の患者を診断したとき、又は当該指定提出機関 (衛生検査所に限る。) の職員が当該患者の検体若しくは当該感染症の病原体について検査を実施したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者の検体又は当該感染症の病原体の一部を同項の規定により当該指定提出機関を指定した都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>3～6 (省略)</p> <p><u>7 都道府県知事は、指定提出機関の管理者が第2項の規定に違反したとき、又は指定提出機関が同項の規定による提出を担当するについて不相当であると認められるに至ったときは、第1項の規定による指定を取り消すことができる。</u></p>						